

福島県水源地域保全条例（案） 骨子

第1条 目的	水の供給源としての水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に寄与すること	
第2条 定義	水源地域	知事が指定した区域
	土地所有者等	水源地域内の土地について次の権利を有する者 ① 所有権 ② 地上権 ③ 地役権 ④ 賃借権 ⑤ 使用貸借による権利
第3条～第5条 責務	県	水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する
	県民	県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める
	土地所有者等	県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める
第6条 市町村連携	県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に連携協力するとともに、市町村に必要な協力を求める	
第7条 水源地域指定	知事は、森林及びその周辺の区域等であって、特に適正な土地利用を図る必要があると認める区域を「水源地域」として指定することができる	
第8条 届出	土地所有者等は、水源地域内において土地売買等の契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする日の6週間前までに、知事に届け出なければならない	
	対象外	① 土地の面積が0.5ha未満の契約 ② 契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、森林整備法人、道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合 ③ 非常災害のために必要な応急措置として行われる契約 ④ 農地法第3条第1項の許可を要する契約又は同項各号のいずれかに該当する契約

第9条～第12条 立入調査等	報告徴収	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に、必要な報告又は資料の提出を求めることができる
	立入調査	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査を行うことができる
	助言	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に、その土地の利用の方法等に関し必要な助言を行うことができる
	勧告	知事は、土地所有者等が虚偽の届出や立入調査を拒む行為等を行ったと認めるときは、その者に、必要な措置を行うよう勧告することができる
	公表	知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる
第13条 市町村条例	市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定が、この条例の趣旨に即したものと認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては適用しない	
第14条、第15条 罰則等	虚偽の届出や立入調査を拒む行為等を行った者は、5万円以下の過料に処する	
第16条 規則委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める	
附則 施行日等	施行日	① 第1条～第7条、第16条 公布の日 ② 第8条～第15条 令和 年 月 日
	経過措置	第8条の規定は、施行の日から起算して6週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する